

第23回 協働のまちづくり推進特別委員会

令和6年1月10日(水)

13時30分～ 時 分

第2委員会室

【委員】 西田委員長、上野副委員長

村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、芦谷委員、川神委員

【議長・委員外議員】 笹田議長

【事務局】 松井次長、小寺書記

議 題

- 1 提言内容について
 - (1) 修正内容共有
 - (2) 提言書への反映
 - (3) その他

- 2 政策討論会について
 - (1) 政策討論会幹事会への議題提案の可否
 - (2) その他

- 3 その他

○次回開催 月 日 () 時 分

提言書追記まとめ（委員提出分）

（１）地区まちづくり推進委員会のあり方について

【原文】

まちづくり推進委員会の組織化に継続して取り組み、設立済みの地域においては活動が活発になるよう、まちづくりコーディネーター及びまちづくりセンター等との連携に加え、まちづくり推進委員会同士の連携を推進されたい。

【委員追記】

（村木）

～に加え、まちづくり推進委員会同士の連携や学ぶ機会を推進されたい。

学ぶ機会の一つとして、「地区まちづくり推進計画の策定、見直し、実施、振り返り」が挙げられる。各まちづくり推進計画の図書館並びに市役所各部署への配置及びデータベース化を図り、共有することから始められたい。

また、まちづくり推進委員会の事務局について、まちづくりセンターとの関わりをはっきり示すべきと考える。その上で、まちづくりセンター職員を中心としたまちづくり総合交付金やまちづくり活動の研修の場を行うべきと考える。特に専門性のある「税」や「許認可」を要する事項は、まちづくり推進委員会と行政機関との間をしっかりとつなげるようコーディネートされたい。

（村武）

地区まちづくり推進委員会の組織化は継続して取り組まれたい。また、設立済みの地域においては、担当課職員、まちづくりコーディネーター、まちづくりセンター職員等が必要な支援（伴走）をしながら、まちづくり活動が活発化するよう努められたい。

協働のまちづくりや地区まちづくり推進委員会について地域住民に十分理解されていない現状がある。地区まちづくり推進委員会の活動が継続・活発化するために、地域住民に改めて丁寧な説明されたい。

まちづくり総合交付金については目的に合った活動内容かどうか、また金額の算出方法などを検証され、予算に反映されたい。

また、会計報告など事務作業の軽減化や事務従事人材の確保も検討されたい。

（芦谷）

まちづくり推進委員会の組織化を進め、未組織化の地域についてはその枠組み（範囲など）を明らかにする。まちづくり推進委員会の役割と機能について、地域協議会、自治会、町内会（行政連絡員）、地区社会福祉協議会などとの関係を整理する。

（川神）

～同士の連携を推進されたい。

また、まちづくり推進委員会の機能を最大限に発揮するために不可欠である事務

提言書追記まとめ（委員提出分）

局は、センター職員の負担軽減のためにも、まちづくり推進委員会独自で準備することが望ましい。

さらに委員会の立ち上げ及び活性化に極めて重要なまちづくりコーディネーターに関しては、専門性を考慮した人材を有効に活用することに心掛けられたい。

（上野）

まちづくり推進委員会の組織化及び拡大に向けた継続的な支援と、設立済みの地域においては活動がさらに活発になるよう、喫緊の課題を解決する活動を支援し、地域活動の促進と、まちづくりコーディネーター及びまちづくりセンター等との連携に加え、未設置地域の市民が元気になるよう活動の公開を浜田市全体に広げ、まちづくり推進委員会同士の連携を推進されたい。

（西田）

～まちづくり推進委員会同士の連携を推進し、活動予算はメリハリのある予算措置を検討されたい。また若者の参画意識の醸成にも努められたい。

提言書追記まとめ（委員提出分）

（２）町内会等のあり方について

【原文】

町内の区域に属する市民は同じ町内の仲間であるという意識の醸成に努めるとともに、同区域に立地する事業所に対しては、災害時などの緊急事態では互いに助け合う必要もあるため、町内会活動への参画を求める「（仮称）地域自治推進事業所認定制度」を創設し、町内に周知することで事業所も町内の一員であるという意識の醸成に努められたい。

その上で、町内の区域に属する市民のつながりを強化するためには「集う仕組みづくり」が重要であり、平成 31 年 3 月の中山間地域振興特別委員会の提言にもある「まずは集まる」という視点から、例えば、3 か月に一度程度食などを楽しみながら集まることのできる「四季を感じる会」などの導入が進むよう各町内へ啓発されたい。

【委員追記】

（岡本）

行政連絡員単位の自治会(1 町内会や集落等)は、溝掃除や草刈りの他、ごみステーション管理や寄付などを主に自治会費を徴収して運営され、さらに広域の伝統行事である盆踊りや地域祭りなどは各自治会及び関係者の寄付をもって連合体で事業が行われているところから、近年の少子化や高齢化の進展や、いつ起きるか分からない災害の備えに対応するためには、個別に活動している民生委員や福祉委員、交通安全推進員・子供見守り隊など各種関係団体ほか、公民館から新たに設置されたまちづくりセンターが参画し連携できるしっかりとした組織が求められている。

お互いを知り、支え合い、ともにつくるまちづくりは、自主防災活動の推進にも大いに役に立つ活動であり、ここに協働のまちづくり委員会(町内連合会)の設置の大義がある。そして、行政も一体となる仕組みづくりが必要不可欠になっていると考える。

町内の区域に属する～

（芦谷）

町内会から選出される行政連絡員の任務について、行政との連絡役を担うことに加えて、協働のまちづくりにおける任務を明らかにする。

（西田）

町内の区域に属する市民は同じ町内の仲間であるという意識は協働の基本であり、同区域に立地する～

提言書追記まとめ（委員提出分）

（3）まちづくりセンターのあり方について

【原文】

協働のまちづくりにおいてまちづくりセンターは、地域住民が集い、学び、つながる活動を実践しながら、地域の活動拠点になることが重要である。地域の実情に即した活動が推進されるよう、まちづくりセンター職員に対する研修を積極的に提供され、引き続き地域での社会教育及び生涯学習を推進されたい。

市民協働の担い手であるまちづくり推進委員会、NPO 法人、市民ボランティア団体等の活動を支援するため、パソコンや印刷機器などを備え、まちづくり活動を行う市民等が自由に利用できる作業スペースの確保を図られたい。整備に当たっては、各まちづくりセンター、各支所の既存スペースの利活用や廃校の活用などを検討されたい。

なお、拠点機能が人口規模や業務量に見合っていない浜田地域においては、社会教育委員からの提言も踏まえた拠点整備及びまちづくりセンターの実情に即した人員配置を早急に図られたい。加えて、浜田地域のまちづくりセンターとそれぞれの地区まちづくり推進委員会との連携が図られるよう支援されたい。

【委員追記】

（村武）

協働のまちづくりにおいてまちづくりセンターは、地域住民が集い、学び、つながる活動を実践しながら、**地域で活躍する人材を育成すること及び地域の活動拠点になることが重要～**

（柳楽）

～それぞれの地区まちづくり推進委員会との連携が図られるよう支援されたい。

また、本庁並びに各支所及びまちづくりコーディネーター等と連携し、地区まちづくり推進委員会の運営に役立つ情報提供を積極的に行われたい。

（芦谷）

まちづくりセンターの所管区域が広く貸館業務的機能のところ、小規模でまちづくり組織の事務局を担うところなど多岐にわたっているため、まちづくりセンターのあるべき姿を模索するとともに、所管区域が広いところについては必要な人員を配置する。

提言書追記まとめ（委員提出分）

（４）まちづくりコーディネーターの継続及び強化について

【原文】

まず、現まちづくりコーディネーターは、地区まちづくり推進委員会の設立支援及び活動支援等で精力的に活動されており、主役である地域住民に寄り添い、アイデアや元気を与える存在である。また、行政と市民をつなぐ重要な役割も担っているため、所期の目的が達成されるまで取組を継続されたい。

重ねて、より一層地域課題の解決が図られるよう、地域活動及び社会教育などの専門性を備え、市の各部署及び各まちづくりセンターと連携し、自主防災や子育て支援など地域からの要望に応えられるよう人材の強化・拡充も検討されたい。

【委員追記】

（村武）

現まちづくりコーディネーターは、地区まちづくり推進委員会の設立支援及び活動支援等で精力的に活動されており、主役である地域住民に寄り添い、**まちづくり事業の**アイデアや元気を与える存在である。また、行政と**地区まちづくり推進委員会等**をつなぐ重要な役割も担っているため、所期の目的が達成されるまで取組を継続されたい。

～人材の強化・拡充も検討されたい。**そして、まちづくりコーディネーターの存在及び役割の普及に努め、今後一層、地区まちづくり推進委員会との連携を強化されたい。**

（芦谷）

浜田市協働推進本部において、まちづくりコーディネーターの役割を明確にするとともに、必要に応じてコーディネーターの増員を図る。

提言書追記まとめ（委員提出分）

（５）人材の発掘及び育成について

【原文】

地域の活動において、若者世代をまちづくり活動に参画させるべく、子どもを中心に据えたまちづくり活動が展開されるよう、各まちづくり推進委員会及び町内会へ提案されたい。その上で、多世代での交流が図られる場を通じて、地域の中でともにまちづくり活動に取り組む人材の発掘につなげられたい。

また、画一的な研修ではなく、地域の実情に応じた課題解決に必要な生涯学習の機会を幅広い選択肢で提供する「スタートアップ講座」「スキルアップ講座」を市民へ周知し、意識の醸成を経て、人材の育成に努められたい。

【委員追記】

（岡本）

地域の活動において、若者世代をまちづくり活動に参画させるための方策として、SNS などの情報アプリの活用を図りながらタイムリーな情報が共有できる環境の整備に努めるとともに、子どもを中心に据えたまちづくり活動が展開～

（芦谷）

子ども、若者、女性、高齢者など幅広い参画を得るため、地域のあるあらゆる組織団体をまちづくり推進委員会の構成団体とする組織拡大を図り、多様な人材を発掘し、育成を図る。

（西田）

地域の活動において、若者世代をまちづくり活動に参画させるべく、子どもや若者を中心に据えたまちづくり活動が展開されるよう、

（６）全市民で協働のまちづくりを進めるために

【原文】

協働のまちづくりとは何かという切り口ではなく、「自身の地域にはどんな課題があって、解決するにはどうすれば良いか」という投げ掛けから始め、地域住民が集まり、課題を共有し解決に向けて話し合う場が必要である。活動の実施者も参加者も楽しみながら活動ができ、地域を知るきっかけとなるまちづくりセンター事業への参加を促すことで気運を醸成されたい。

あわせて、町内会等の「地縁」だけでなく、「特定のミッションを共有する」例えばボランティア団体、NPO 法人、スポーツクラブ、さらには、まちづくりセンターでの各種教室やサークルなどの「志縁（テーマ）」のグループ活動が充実し、維持・継続していくためにも、浜田市社会教育推進計画をはじめ、学びを通じたコミュニケーションづくりを推進されたい。

また、市民等が協働のまちづくりをより身近に感じ、考えるきっかけとして、例えば、「できる人が、できる時に、できる事を」のような「キャッチコピーの公募」を検討されたい。

さらに、協働のまちづくりを推進するためには、全市民が生涯にわたって学ぶ姿勢を持つことが必要であると考えことから、市民等のまちづくり意識が主体的になるよう「生涯学習都市宣言」の表明を検討されたい。

【委員追記】

（村木）

～「志縁（テーマ）」のグループ活動が充実し、維持・継続していくためにも、**学校や子どもの育ちを核とした浜田市社会教育推進計画（ふるさと郷育・はまだっ子共育・学びのあるまちづくり）**をはじめ、学びを通じた～

（柳楽）

協働のまちづくりに対する理解や意識の醸成がまだまだ進んでおらず、組織運営に当たり苦慮されている様子がうかがえることから、**協働のまちづくりの理念が市民に伝わるよう積極的な働き掛けを行われたい。**

協働のまちづくりとは何かという切り口ではなく、～

（芦谷）

地域にあるあらゆる組織団体の参画を図るとともに、住民の町内加入を促進する。

提言書追記まとめ（委員提出分）

（7）市として取り組む事項について

【原文】

全市的な取組として協働のまちづくりを進めるに当たり、町内会、行政区、自治会等の名称の統一を検討されたい。

地域協議会は自治区制度とともに創設されているが、市長への具申権及び地域への情報提供等の役割が果たされているか検証し、地域協議会のあり方について再検討されたい。

地域政策学部を有する島根県立大学が立地する市として、大学との連携協定にのっとり、学生と地域がにつながる仕組みづくりをより一層推進されたい。

【委員追記】

（村木）

全市的な取組として協働のまちづくりを進めるに当たり、**まちづくりを担う活動団体における浜田市内の仕組みや構成が市民間で共有され、共通したものでなければならぬと考える。そのためにも、町内会、行政区、集落、自治会等に対し市が求める役割を明確にされ、名称の統一を検討されたい。**

（村武）

全市的な取組として協働のまちづくりを進めるに当たり、町内会、行政区、自治会等の名称の統一**もしくはわかりやすい表示方法**を検討されたい。

（柳楽）

全市的な取組として協働のまちづくりを進めるに当たり、町内会、行政区、自治会等の名称が**地域や地区によって違い、位置付けが不明確で分かりにくいことから、市民に分かりやすく示されたい。**

～、学生と地域がにつながる仕組みづくりをより一層推進されたい。

まちづくり総合交付金の配分については、組織の取組状況を考慮した希望の持てる制度になるよう検討されたい。

（芦谷）

名称の統一は了。条例において市としての役割が明記されており、浜田市協働推進本部、浜田市協働推進員を機能させる。県立大学に関する文言を削除。

（西田）

全市的な取組として協働のまちづくりを進めるに当たり、町内会、行政区、自治会、**地区まちづくり推進委員会等の役割の明確化、構造の簡素化に努めるとともに名称の統一も**検討されたい。

令和 年 月 日

政策討論会幹事会会長 様

〇〇委員会委員長 〇〇〇〇

会派 〇〇 代表 〇〇〇〇

政策討論会議題提案書

浜田市議会政策討論会幹事会規程第4条の規定により、下記のとおり議題を提案します。

記

1. 政策討論会の議題

2. 提案理由

3. 資料など

政策討論会幹事会・政策討論会のフロー

